

**「エシカル消費」実践の普及促進のための動画制作及び放映業務に係る  
公募型プロポーザル募集要項**

**1 目的**

この要項は、京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センターが実施する「エシカル消費」実践の普及促進のための動画制作及び放映業務を業務委託するに当たり、受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定する手続について、必要事項を定めるものである。

**2 委託の概要**

**(1) 業務名**

「エシカル消費」実践の普及促進のための動画制作及び放映業務

**(2) 委託内容**

別紙1「エシカル消費普及啓発促進のための動画制作及び放映業務に係る仕様書」のとおり

**(3) 委託期間**

契約の日から令和6年2月29日まで

**3 委託金額の上限**

金1,800,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額には、委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

**4 参加資格**

受託候補者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 本件の募集開始の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条の1の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (3) 京都市内に事務所を有するか、京都市内を活動の拠点としていること。
- (4) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

**5 参加手続等**

**(1) 提出書類**

ア 参加表明書〈1部〉【第1号様式】

イ 企画提案書〈7部〉【任意様式（A4サイズ）】

以下の各点について記載すること。

- ① 映像の企画提案

映像の企画（タイトル、趣旨、コンセプト、シナリオ、デザイン、音楽・効果音等）や取材方法（撮影方法、内容、動画・写真等の映像資料の入手方法等）、その他の工夫等の提案。

※ シナリオ、デザイン等を含む全体構成について、それぞれ絵コンテを用いて2作品以上示すこと。（記載内容は（参考）絵コンテ記載例を参照のこと）

② 広報の企画提案

インターネット（SNS等）を活用した広報手法やインターネットで配信した映像の視聴数を増やす手法、その他の工夫等の提案。

③ 制作に係る実施体制及びスケジュール

④ 過去5年間の同種・類似業務の実績

同業務を実施するために要した費用や期間・スケジュール等についても記載すること。

ウ イ④に係る映像データ（DVD）〈1枚〉

※ ただし、インターネットで閲覧可能な場合、企画提案書にそのURLを記載することで、省略できる。

エ 見積書及び経費内訳書〈1部〉

経費内訳書において、積算根拠を詳細に明示すること。また、住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）、商号及び氏名（法人にあつては名称及び代表者名）を記入したうえで、代表者印を押印すること。

オ 会社又は団体の概要〈1部〉

名称（代表者名）、設立年月日、資本金、従業員数、住所、電話番号、主な取引先、担当者名等を記載したもの。

(2) 提出期限

参加表明書：令和5年11月21日（火）午後5時（必着）

(1)イ～オ：令和5年11月30日（木）午後5時（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※ 持参の場合は、事前に連絡すること。

※ 参加表明書は上記含め電子メールでの提出も可。

(4) 提出先

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター（担当：堀越、土井）

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

TEL：075-366-2250 FAX：075-366-2259

メールアドレス：[soudan@city.kyoto.lg.jp](mailto:soudan@city.kyoto.lg.jp)

(5) 提案募集に関する質疑

本件募集内容について質疑がある場合は、令和5年11月21日（火）午後5時までに、上記提出先に質問書（様式自由）により、電子メールで提出すること。

質問者に関する情報は伏せたうえで、参加表明書を提出した者に令和5年11月27日（月）までに電子メールにより回答する。

6 受託事業者の選定

(1) 審査方法

審査は、企画提案書等に基づき、別紙2「受託候補者選定評価基準」に示す項目を参考に総合的に評価し、順位を決定する。ただし、同点の場合は、市内中小企業等に該当し、なおかつ評価基準「映像の企画提案内容」の評点が高いものを上位とする。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

## (2) 選定結果の通知

選定結果については、令和5年12月6日（水）頃までに、全ての参加事業者に対し、速やかに文書で順位を通知する。

なお、選定結果についての異議申立ては受け付けない。

## (3) 選定結果の公表

選定の結果、参加事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

## 7 選定後の手続

第一受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容の確認及びその他の受託条件について、合意に達した後に委託契約を締結する。

ただし、第一受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、第二順位の受託候補者と契約協議を行う。

## 8 スケジュール

内 容	期 限
参加表明書の提出	令和5年11月21日（火）午後5時（必着）
質問の受付	令和5年11月21日（火）午後5時まで
質問の回答	令和5年11月27日（月）までに回答
企画提案書の提出	令和5年11月30日（木）午後5時（必着）
選定結果の通知	令和5年12月6日（水）頃までを予定

## 9 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 見積書に記載された金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となる。
- (5) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (7) 本業務の受託によって、本業務に関連する業務委託等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務委託の受託資格に影響を及ぼすこともない。